

陳情の続き

●取手市議会議員の質向上の努力を示すことを求める

陳情：陳情事項①のみ採択
①「当選した新議員等は職務を誠実に実行することを求める陳情」が3月議会で採択されており、議会の責任として議員の質向上に努めること。

②議員報酬を現在の議員等の質の低さまで引き下げ。
③政務活動費の即廃止。

〔提出者〕
坂巻弘始氏

〔討論〕

関戸議員：②は市議会議員選挙で市民の審判を受けているので反対。③は10月の臨時会で特別委員会設置を求めたが、否決されたので政務費廃止に賛成する。陳情事項①③賛成②反対。

●政務活動費を後払い方式採用とする陳情書：不採択
目標年度は直ちに。検討が必要であれば平成29年度あたりまでに。

〔提出者〕
小矢勝義氏

〔討論〕

池田議員：監査・検査などの後に支払えば、不祥事は起こらないと考える。賛成。

関戸議員：政治費の使い切りなど、政治不信の声に少しは応えられる。賛成。

●足漕ぎ車椅子導入に関わる陳情：不採択

①足漕ぎ車椅子を導入し、一般に貸し出す等、歩行機能復活に向けたリハビリ器具の普及・周知を徹底。

②市内の病院、高齢者・障がい者施設等に、足漕ぎ車椅子の導入を推奨すること。

〔提出者〕

斉藤たかし氏

〔討論〕

小池議員：医師やりハビリの専門職との連携が必要。自治体として勉強して取り組むことが大事。賛成。

●飯島議員の政務活動費収支報告書に関わる100条陳情：不採択

〔討論〕

地方自治法100条委員会の設置。

〔提出者〕

斉藤たかし氏

〔討論〕

関戸議員：飯島議員だけの問題ではなく、市民の疑惑の目をしっかり解くためには100条調査権を付与しない調査特別委員会の設置を求めているため反対。

●取手市議会委員会条例の改正を求める陳情：不採択

〔討論〕

辞職決議が議決された当該議員の委員会活動を停止させるよう取手市議会委員会条例の改正をすること。

〔提出者〕

坂巻弘始氏

〔討論〕

関戸議員：趣旨は理解できる点もあるが、辞職勧告が事実誤認や一方的な理由により決議された場合も適用される恐れがある。反対。

●取手市議会議員細谷典男氏を辞職又は除名とすることを求める陳情：不採択

①議員本人が辞職すること。

②議員本人が辞職しない場合除名処分とすること。

〔提出者〕

坂巻弘始氏

〔討論〕

染谷議員：陳情趣旨にある市民に対する誹謗中傷はないが、問題は議会運営委員会を早退し、自らの報告会を開催していたこと。除名処分は地方自治法上できない。①賛成、②反対。

石井議員：陳情者の一方的な受け止め方だけで相手方の議員の辞職を求めることはできない。名誉毀損等は裁判で争うべきで議会審議はなじまない。反対。

関戸議員：辞職は本人の意思によるもの。議運早退の件については陳謝・反省しており、除名には値しない。反対。

●採択された議会図書室の整備充実と活用を求める陳情書のその後処理及び結果の報告を請求する陳情書：趣旨採択

〔討論〕

①魅力的な議会図書室づくりへ励む。

②活用者の記録を保存。

〔提出者〕

小矢勝義氏

●デマンドタクシーに関わる陳情：不採択
デマンドタクシーにより、住民の喪失した移動手段の一部を確保すること。

〔提出者〕

斉藤たかし氏

〔討論〕

齋藤議員：市内での暮らしやすさをどう提示するかは大切なテーマ。市民のニーズ調査を行い、効果的運行の道を探るべき。賛成。

池田議員：導入する金額を使うより、タクシー券の補助や配布等、もっと使いやすい方法がある。反対。

遠山議員：先進地の取り組みを参考にし、市民参加で地域公共交通網の在り方の検討に取り組むべき。賛成。

●取手市におけるいじめ防止対策推進法運用に関し、地方自治法が定める調査特別委員会を設置し、調査及び検証することを求める陳情：不採択

〔討論〕

①当該生徒の日記について、専門家による筆跡鑑定。

②アンケート及び聞き取り設問についての調査検証。

③法が定める「いじめ防止等の対策のための組織」市立小中学校20校が設置・運営しているかの調査検証。

④法が定める学校設置者又は学校は重大事態について、藤代南中学校で連続している事象について関係箇所がどのような調査をしたか議会として調査検証。

⑤市立小中学校不登校児童に対する、重大事態の調査をしているか議会として調査検証。

〔提出者〕

坂巻弘始氏

〔討論〕

関戸議員：いじめ問題は、総務文教委員会でも調査を進めており、1月には滋賀県大津市に行政視察を行う予定。第三者委員会の調査・結論を待つべき。反対。

〔提出者〕

赤羽議員他3人

〔議決後〕

議長は飯島議員に辞職を勧告しましたが、飯島議員は辞職しない考えを示しました。

●飯島悠介議員の議員辞職を求める決議案：可決（全員賛成）

第2回臨時会を開催しました

平成28年10月12日招集の臨時会は佐藤隆治議員他5人からの請求により開催されました。審議された案件は次のとおりです。

●政務活動費の交付に関する条例の一部改正：可決（全員賛成）

政務活動費を一部返還する事例の発生を踏まえ、領収書原本の添付義務及び提出された領収書を市ホームページで公開するもの。

〔提出者〕

赤羽議員他6人

●飯島悠介議員の議員辞職を求める決議案：可決（全員賛成）

飯島議員の政務活動費収支報告書の報告は、事実誤認があつた理由で許されるものではない。よって、速やかな辞職を求める。

〔提出者〕

赤羽議員他3人

〔議決後〕

議長は飯島議員に辞職を勧告しましたが、飯島議員は辞職しない考えを示しました。

●利根川水系南水防事務所組合：利根川水系地域における広域的防水に関する事務を共同処理するため、平成19年に中利根川・小貝川沿岸水害予防組合と小貝川・牛久沼沿岸水害予防組合が統合し、設置されました。同組合議会には取手市民から8人が選挙されています。当該市議の被選挙権がある人から選ばれる可能性が、市議でなくても選ばれる可能性があります。

た。なお、この決議には法的拘束力はありません。

●利根川水系南水防事務所組合：利根川水系地域における広域的防水に関する事務を共同処理するため、平成19年に中利根川・小貝川沿岸水害予防組合と小貝川・牛久沼沿岸水害予防組合が統合し、設置されました。同組合議会には取手市民から8人が選挙されています。当該市議の被選挙権がある人から選ばれる可能性が、市議でなくても選ばれる可能性があります。

利根川水系南水防事務所組合：利根川水系地域における広域的防水に関する事務を共同処理するため、平成19年に中利根川・小貝川沿岸水害予防組合と小貝川・牛久沼沿岸水害予防組合が統合し、設置されました。同組合議会には取手市民から8人が選挙されています。当該市議の被選挙権がある人から選ばれる可能性が、市議でなくても選ばれる可能性があります。

